



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	令和6年度概算要求における政策体系図 【総務省政策評価基本計画（令和5年3月策定）】 VII. 国民生活と安全・安心 4. 消防防災体制の充実強化
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	47 地方公共団体（軽油を動力源とする消防用船舶を運用している消防本部・市町村） 67 艇（軽油を動力源とする消防用船舶） ※令和5年5月現在
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	消防用船舶の燃料となる軽油は、沿岸地域や湖沼を管轄する消防本部が船舶火災や水難事故、沿岸地域で発生した火災、離島における救急搬送等に対応するにあたって、欠かせないものである。 近年、消防防災業務が増加していることに加え、頻発する災害への対応などにより経費が増大する中、本特例措置に基づき課税免除されることにより、消防用船舶の活動が維持され、国民の身体・生命及び財産の保護が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	消防用船舶については、沿岸地域や湖沼を管轄する消防本部が船舶火災や水難事故、沿岸地域で発生した火災、離島における救急搬送等に的確に対応し、国民の身体・生命及び財産を保護するために極めて重要な役割を果たすものであり、その公共性の高い活動に支障が生じることのないよう、安定的に軽油の量を確保するためには、課税免除の特例措置が必要かつ妥当。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【令和4年度実績（実態調査結果）】          地方公共団体数：38 団体（課税免除を受けた消防本部・市町村）          軽油使用量：989kl          課税免除額：31 百万円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>【適用総額】          令和3年度 77,798,908 千円 の内数          令和2年度 77,621,716 千円 の内数          令和元年度 86,567,248 千円 の内数</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本特例措置により課税免除されることにより、消防用船舶の活動に必要な燃料費が軽減されることとなるため、消防防災業務や経費が増加する中、各団体において限られた予算をより効率的に配分することができ、全体として消防体制の確保が図られる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和31年度軽油引取税（目的税）創設時から課税免除</li> <li>・平成21年度税制改正により普通税へ移行、課税免除経過措置3年間</li> <li>・平成24年度税制改正により課税免除3年間延長</li> <li>・平成27年度税制改正により課税免除3年間延長</li> <li>・平成30年度税制改正により課税免除3年間延長</li> <li>・令和3年度税制改正により課税免除3年間延長</li> </ul>